

石川県介護員養成研修事業指定要領

第1章 総則

1 目的

石川県介護員養成研修事業指定要領（以下、「要領」という。）は、石川県介護員養成研修事業指定要綱（以下、「要綱」という。）第24条の規定に基づき、本県が行う研修事業の指定に当たって必要な事項を定める。

第2章 介護職員初任者研修

2 研修事業者の指定の申請

研修事業者の指定を受けようとする者は、必要事項を記載した「介護職員初任者研修事業者指定申請書」（様式第1号）に必要書類を添付し、初回の研修の受講者の募集を開始する2ヶ月前までに知事に提出する。

3 事業計画書の提出

研修事業の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、研修を実施しようとするときは「介護職員初任者研修事業計画書」（様式第2号）に必要書類を添付し、受講者の募集を開始する1ヶ月前までに知事に提出する。

4 追加指定の申請

指定事業者は、研修実施方法を追加する場合には、「介護職員初任者研修事業追加指定申請書」（様式第3号）に必要書類を添付し、受講者の募集を開始する2ヶ月前までに知事に提出する。

5 指定等の決定

知事は、2及び4の申請または3の提出があったときは、要綱に基づいて内容を審査し、要件を満たすと認められる場合は、2については「介護職員初任者研修事業者指定書」（様式第1号の2）を、3については「介護職員初任者研修事業計画書の承認について」（様式第2号の2）を、4については「介護職員初任者研修事業追加指定書」（様式第3号の2）を事業者に交付する。また、申請を却下する決定をしたときは、理由を付してその旨通知する。

6 変更の届け出

指定事業者は、2、3または4の内容に変更を加える場合には、「介護職員初任者研修事業変更届」（様式第4号）に、関係書類を添付して知事に提出する。

（1）事業者に関する事項について変更があった場合

様式第4号に、法人登記簿の履歴事項全部証明書、変更後の定款等を添付して、変更した日から10日以内に提出する。

（2）研修内容に関する事項について変更する場合

様式第4号に、変更後の内容に係る関係書類を添付して、変更する10日前までに提出する。

7 中止の届け出

指定事業者は、事業計画書に定めた講座を中止した場合には、講座中止の決定後10日以内に、「介護職員初任者研修中止届」（様式第5号）を知事に提出する。

8 研修事業の廃止・休止・再開

指定事業者は、研修事業を廃止・休止・再開しようとするときは、廃止のときは廃止することとした日から10日以内に、休止するときは休止決定後10日以内に、再開するときは研修の募集開始の2ヶ月前までに、「介護職員初任者研修事業廃止・休止・再開届」（様式第6号）を知事に提出する。

9 実績の報告

指定事業者は、研修事業終了後30日以内に、「介護職員初任者研修事業実績報告書」（様式第7号）により関係書類を添付し、知事に報告する。

10 受講者の本人確認

指定事業者は、受講申込受付時または初回の講義時に下記のいずれかの方法により受講者の本人確認を行う。

- ①運転免許証の提示
- ②パスポートの提示
- ③学生証の提示
- ④国家資格等を有する者については、免許証または登録証の提示
- ⑤健康保険証の提示
- ⑥年金手帳の提示
- ⑦戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ⑧住民基本台帳カードの提示
- ⑨在留カード等の提示

第3章 生活援助従事者研修

11 準用

1から10までの規定は、生活援助従事者研修について準用する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領に定める研修及び事業者の指定に関し必要な手続きその他の行為は、施行前においても、この要領の規定により行うことができる。
- 3 「石川県介護職員基礎研修事業指定要領」は、平成25年3月31日をもって廃止する。ただし、平成25年3月31日までに開講する研修事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。